長崎市の保健行政

（令和８年度）



ながさきの花

あ じ さ い

長崎市市民健康部

長崎市保健所

長崎市こども部

長崎市民平和憲章

平成元年３月２７日
議決

私たちのまち長崎は、古くから海外文化の窓口として発展し、諸外国との交流を通じて豊かな文化をはぐくんできました。

第二次世界大戦の末期、昭和 20 年（1945 年）８月９日、長崎は原子爆弾によって大きな被害を受けました。私たちは、過去の戦争を深く反省し、原爆被爆の悲惨さと、今なお続く被爆者の苦しみを忘れることなく、長崎を最後の被爆地にしなければなりません。

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

私たち長崎市民は、日本国憲法に掲げられた平和希求の精神に基づき、民主主義と平和で安全な市民生活を守り、世界平和実現のために努力することを誓い、長崎市制施行 100 周年に当たり、ここに長崎市民平和憲章を定めます。

１　私たちは、お互いの人権を尊重し、差別のない思いやりにあふれた明るい社会づくりに努めます。

１　私たちは、次代を担う子供たちに、戦争の恐ろしさを原爆被爆の体験とともに語り伝え、平和に関する教育の充実に努めます。

１　私たちは、国際文化都市として世界の人々との交流を深めながら、国連並びに世界の各都市と連帯して人類の繁栄と福祉の向上に努めます。

１　私たちは、核兵器をつくらず、持たず、持ちこませずの非核三原則を守り、国に対してもこの原則の厳守を求め、世界の平和・軍縮の推進に努めます。

１　私たちは、原爆被爆都市の使命として、核兵器の脅威を世界に訴え、世界の人々と力を合わせて核兵器の廃絶に努めます。

私たち長崎市民は、この憲章の理念達成のため平和施策を実践することを決意し、これを国の内外に向けて宣言します。

は　じ　め　に

長崎市が令和７年度に取り組んだ保健衛生事業についてご紹介します。

主な事業の取り組みとしましては、市民に生涯健康な生活を送っていただくため、生活習慣病の予防のための各種健康教育・健康相談を行っています。訪問指導においては、寝たきりや認知症・閉じこもりの予防、家庭における療養方法の指導、母子保健指導、口腔衛生指導、栄養指導等を行いました。

長崎市の健康づくり運動につきましては、「第３次健康長崎市民 21」に基づき、健康を増進するための生活習慣の改善や定着に向けた健康づくりの普及啓発に取り組みました。

母子保健につきましては、両親学級の開催、訪問指導等による子育て支援の充実を図りつつ、産前産後事業や産婦健診を実施し、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、妊産婦・乳幼児の相談窓口（長崎市子育て世代包括支援センター）において保健師・管理栄養士などの専門職が相談に応じています。

また、発達障害が気になる子の早期発見、児童虐待のリスクがある児の発見と防止並びにむし歯予防等に努めました。

精神保健につきましては、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、長崎市自殺対策計画に基づき、市民への普及啓発や関係各課との連携に努めました。

疾病対策につきましては、新たに定期接種となった帯状疱疹予防接種の実施体制を整えるとともに、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、国、県の行動計画が改正されたことを受けて、長崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を行うなど、感染症予防対策に取り組みました。

難病支援に関しましては、平成 27 年１月に「難病の患者に対する医療などに関する法律」が施行され、令和７年４月からは全 348 疾患に拡大されています。また、患者や家族の支援に関しては、訪問等による医療、介護等の療養相談や療養生活に役立つ情報誌（難病ふれあいひろば通信）の発行など、難病患者に向けた療養生活支援を行っています。

食品・生活衛生業務につきましては、通常の監視指導とあわせて、宿泊施設や旅行客の利用が多い飲食店等の観光関連施設に対し、食品の収去検査や浴槽水の水質検査など科学的かつ重点的な監視指導を実施し、食中毒やレジオネラ感染症等による健康被害の予防に努めました。

試験検査業務につきましては、感染症、食中毒、食品衛生、水質衛生などの検査を行いました。また、「検査の質」を確保するため外部検査機関による精度管理調査に参加し、検査員の技量向上に努めました。

動物愛護管理行政につきましては、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施し、動物の愛護思想と適正飼育の普及を目的にイベントや講習会等を開催するとともに、飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術費を助成する「まちねこ不妊化推進事業」に取り組んでまいりました。また、殺処分ゼロへの取り組みとして、これまで動物愛護管理センターに収容したものの、数時間おきの授乳や排せつの介助が必要なことから、幼すぎて飼養ができないとの理由で殺処分していた離乳前の子猫について、センターから子猫を預かり、自力で餌を食べることができるまでの間、一時的にお世話をしていただくミルクボランティア制度を開始しました。

本書は、令和７年度における保健衛生事業の実績及び統計資料を収録しています。長崎市の保健行政をご理解いただくための一助となれば幸甚に存じます。

令和８年 10 月

長崎市長　鈴　木　史　朗

凡　　例

1　本書は原則として、令和３年（度）から令和７年（度）までの５ヵ年の資料を収録していますが、資料の有無、その他の理由により適宜に期間を伸縮しています。

2　統計表中特に注記しないかぎり「年」とあるものは１月から 12 月、「年度」とあるものは４月から翌年３月までの１年間の状態、何月何日とあるものは期日現在の状態を示しています。

3　統計表の一般的説明は各表の頭注に、さらに説明を要する個々の事項については(注)を用いて脚注とし、数値の単位は一見して明らかなものは省略し、特別なもの、または、項目ごとに異なるものは表頭内に掲げています。

4　数値は、単位未満は原則として四捨五入したため、合計の数値と内訳の計とが必ずしも一致しない場合があります。

5　本書に収録した統計資料で、すでに公表した数値と相違するものは、本書編集の際、訂正を加え修正しています。

6　統計表中の符号の用法は次のとおりです。

（－）･･･皆無または、該当なし

（△）･･･減少したもの

斜線は事業そのものが実施されなかったもの

7　統計表については、長崎市保健所で独自に集計したものであり、後日国又は県が公表する数値と相違することがあります。